

「医薬品等適正広告基準」とその平成 29 年改正点、「化粧品等の適正広告ガイドライン」表現編のポイントと、「法に抵触しない効果的な表現」や「NG 表現」、「置き換え表現」のコツを、弁護士・薬剤師の講師が教えます！

化粧品広告規制の基礎知識と合法的で訴求力のある表現テクニック

～化粧品広告の法的知識・合法的な効果効果と NG ワード・成功事例と違反事例・最新の話～

講師：さくら共同法律事務所 弁護士・薬剤師 村上 貴洋 氏

平成 14 年 東京大学薬学部卒業後、薬剤師国家試験合格、平成 15 年～（株）マツモトキヨシ勤務、平成 17 年～（有）北斗調剤薬局勤務、平成 24 年 司法試験合格、平成 25 年 さくら共同法律事務所入所、東京弁護士会所属。
薬機法、特に、68 条の広告規制と個人輸入の実務に精通。

- 日 時 2018 年 6 月 1 日（金） 10：30～16：30（講義：約 5 時間）
- 会 場 テックデザイン会議室（東京 門前仲町駅）or リファレンス西新宿（東京 新宿駅）等
- 受講料 1 名 29,980 円（税込/テキスト付） ※詳細は HP・受講票をご確認ください

I. 初心者にも分かる 化粧品広告規制の法的知識

- ① 何故、効果効果はうたえないの？ — 薬機法 68 条
- ② 「広告」って何？ — 「広告」3 要件
- ③ 歯みがき粉も「化粧品」？ — 「化粧品」の定義
- ④ 「薬用化粧品」って普通の化粧品とどう違うの？
— 「医薬部外品」の定義

II. 「肌にはりを与える」は許される？

合法的化粧品効果効果一覧

- ① 表で見る（1） 「薬用化粧品」の効果効果一覧
- ② 表で見る（2） 「化粧品」の効果効果一覧
- ③ 表以外の効果効果は許されないの？
— メーキャップ効果・使用感の表示

III. 詳説！ 平成 29 年改正「医薬品等適正広告基準」 （化粧品に関する部分を抜粋）

- ① 成分表示（1） 「特記成分」
- ② 成分表示（2） 「有効成分」
- ③ 保証表現（1） 「安全性は確認済み！」
— 保証表現の禁止
- ④ 保証表現（2） 歴史的表現
- ⑤ 保証表現（3） 臨床データ等の例示
- ⑥ 保証表現（4） 使用前後の図画・写真等
- ⑦ 保証表現（5） 使用体験談等
- ⑧ 保証表現（6） 身体への浸透シーン
- ⑨ 保証表現（7） 低刺激性の表示
- ⑩ 保証表現（8） 「よーくさく！」 — 強調表現
- ⑪ 保証表現（9） 「世界〇〇か国で使用！」
- ⑫ 最大級表現（1） 「最高のさきめ！」
— 最大級表現の禁止
- ⑬ 最大級表現（2） 新発売はいつまで？
- ⑭ 最大級表現（3） 「強力…」 「強い…」 「比類なき安全性」
「絶対安全」
- ⑮ 使用上の注意 化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準

- ⑩ ひぼう広告・比較広告
- ⑪ 医療関係者等の推せん・公認
- ⑫ 懸賞・賞品による広告 「オープン懸賞」は許される？
- ⑬ 不快・不安・迷惑広告 連呼は 5 回まで？（連呼広告）
- ⑭ 品位の保持 語呂合わせに注意！
- ⑮ その他（二重価格・割引率等の広告）

IV. 認められる表現・認められない表現

2017 年版「化粧品等の適正広告ガイドライン」表現編

- ① 「肌の疲れ」等の表現
- ② 「アレルギーテスト済み」等の表現
- ③ 「角質層・毛髪への浸透」等の作用部位の表現
- ④ 「～専用、～用」等の表現
- ⑤ 「強力」、「強い」の表現について
- ⑥ しわ予防・解消、若返り・老化防止、顔痩せ効果等の表現
- ⑦ 「治癒、回復、改善」等の表現
- ⑧ 「細胞」等の表現
- ⑨ 「痩身」等の表現
- ⑩ 「テトックス」等の表現
- ⑪ 「ピーリング」等の表現
- ⑫ 「くすみ」等の表現
- ⑬ 医師等のスタイルでの広告について
- ⑭ 薬用化粧品・一般化粧品における美白表現の範囲
- ⑮ 化粧品における「薬用」の表現
- ⑯ 毛髪の損傷等の補修表現
- ⑰ 「エイジングケア」の表現
- ⑱ 「乾燥による小ジワを目立たなくする」の表現
- ⑲ テレビ、新聞・雑誌広告における説明文について
- ⑳ 「使用体験談」の表現の範囲
- ㉑ メーキャップ効果の表現
- ㉒ 「調査結果に基づく数値」の表現

V. 東京都において実際に不適切とされた事例とその分析

<習得知識>

1. 化粧品広告規制の法的知識
2. 「医薬品等適正広告基準」とその平成 29 年改正点
3. 合法的に許される化粧品効果効果
4. 2017 年版「化粧品等の適正広告ガイドライン」表現編

<講義概要>

本講習会は、化粧品広告における NG ワードを基礎から学んで頂き、合法的で訴求力のある広告の作成を目指して頂くための講座です。まずは、初心者にも分かるように、化粧品広告規制の法的知識を概観します。次に、合法的に認められている化粧品の効果効果を学んで頂きます。その上で、平成 29 年 9 月 29 日に改正されたばかりの「医薬品等適正広告基準」をその改正点とともに詳説し、さらに 5 年ぶりに改正された「化粧品等の適正広告ガイドライン」の表現編を見て頂くことで、NG ワードを学んで頂きます。そして、最後に、実際に東京都で摘発された事例を紹介し、行政がどのような観点から不適正表示・広告を取り締まっているかを分析しますので、皆様の今後の広告に活かして頂ければと思います。

＜お申込み要項＞



申込用紙 講習会申込:『2018/6/1 化粧品広告規制の基礎知識と合法的で訴求力のある表現テクニック』

下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください（※は必須です）

FAX:03-6261-7924

会社名※			
所在地※ <small>（受講票等の送付先）</small>	〒		
参加者 1			
氏名※		TEL※	
所属※		FAX	
Email	<small>リマインドメールなどお送りしますので、なるべくご記入ください</small>		
参加者 2			
氏名※		TEL※	
所属※		FAX	
Email	<small>リマインドメールなどお送りしますので、なるべくご記入ください</small>		
備考			

お申込について

① 以下のいずれかの方法でお申込みください

A	FAX 03-6261-7924	本用紙の申込欄に必要事項をご記入の上、送信ください
B	E-mail entry@tech-d.jp	【社名】、【所属部署名】、【受講者氏名】、【所在地】、【電話番号】、【FAX 番号】、【E-mail アドレス】をご記入の上、送信ください
C	HP http://www.tech-d.jp/	【申込フォーム】をクリックし、必要事項をご記入ください

② お申込受付後、受付完了のご連絡（メールまたはお電話）を致します

③ 受講票・請求書をお送り致します

＜注意＞

① お申込後 1 週間たっても受付完了の連絡がなかった場合は、お手数ですが、弊社までご連絡ください

② 開催日の 7 日前以内のキャンセルは、お受け致しかねます。必要に応じ代理の方のご出席をお願い致します

お支払について

＜期日＞

① 受講料は、講習会開催日の**翌月末日**までにお支払いください

※ 経理の都合上、期日までに間に合わない場合は、対応致しますのでご一報ください

＜方法＞

① 銀行振込にて、下記の口座へお振込みください。なお、振込手数料は御社にてご負担願います

※ 講習会当日に現金でのお支払も承りますが、領収書等の準備がありますので、事前のご連絡をお願い致します

振込先銀行	支店	口座番号	名義
三井住友銀行	多摩センター支店(909)	(普) 0973522	株式会社テックデザイン

主催 申込・問合せ	名称	株式会社テックデザイン(http://www.tech-d.jp/)		
	住所	〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14 九段南センタービル 5 階		
	電話	03-6261-7920	FAX	03-6261-7924
	E-mail	entry@tech-d.jp (申込) / info@tech-d.jp (問合せ)		